

輪島市監査公表第35号

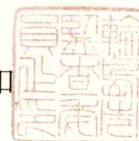
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年1月31日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年1月24日（水） 教育委員会庶務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島地区の3中学校が統廃合され「輪島中学校」となり、「安全・安心」等を設計コンセプトに、新校舎が建設され本年度に竣工の運びとなった。また、将来の「輪島市の教育」について輪島市が抱える現状の情報を保護者に提供し、小中学校の統廃合問題も含めて考えていただくことを趣旨とした「教育懇話会」の開催を、市内全域で実施していることを伺った。さらに、今後の課題としては廃校舎跡地を更地にするか利活用するかといった大きな問題もあり、地元住民の意見・要望を出来る限り反映した取り組みで対処されることを望みたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。